新型コロナウイルスが疑われる場合

- ・無理に登校せず、かかりつけの医療機関を受診してください。
- ・欠席の連絡は、8時30分までに保護者の方からお願いします。

医師に「新型コロナウイルス」と診断された場合

5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行し、東京都教育委員会の方針を踏まえ、本校としては別紙のとおり対応していきます。

内容をご確認の上、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

また、今後の新型コロナウイルス感染症における出席停止の扱いですが、以下のようになります。

ご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

改正後

- ・出席停止の判断 ⇒ 医師の診察により、陽性と診断された場合
 - ※陰性の場合は「欠席」となります

陽性の診断を受けた際の手順

①その旨を担任に報告

- ②ホームページから「学校感染症による欠席届」をダウンロード
- し、保護者の自署でご記入いただき、復帰登校時に提出

インフルエンザが疑われる場合

- ・無理に登校せず、かかりつけの医療機関を受診してください。
- ・欠席の連絡は、8時30分までに保護者の方からお願いします。

医師に「インフルエンザ」と診断された場合

- ・速やかに学校へ連絡してください。
- ・しっかり療養し、登校は医師の指示に従ってください。熱が下がったら翌日から2日間は自宅で過ごしてください。
- ・出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで」となりました。(H24年4月より)
- ・インフルエンザは学校感染症のため「出席停止」になります。(欠席扱いには なりません)

以下の『学校感染症による欠席届』(いずれも PDF 形式)を印刷し、保護者が 記入して提出してください。